

工場立地法における権限移譲 について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第6次地方分権一括法)の概要 <工場立地法の一部改正部分(抜粋)>

平成28年5月13日成立
平成28年5月20日公布

第6次地方分権一括法案

「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)に沿って、地方公共団体への事務・権限の移譲等について、関係法律の整備を行う。

提案募集方式を活用した地方分権改革

これまでの地方分権改革の成果を踏まえ、平成26年より「提案募集方式」を導入し、地方の発意に根差した取組を推進

工場立地法の一部改正部分

I-B 都道府県から市町村への事務・権限の移譲

工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等(工場立地法)

現行、市まで移譲されている工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定権限及び事務処理権限を、都道府県から町村に移譲することにより、町村が周囲の環境と調和を図りつつ、地域の実情に応じた企業支援を行うことで、地域経済の活性化及び雇用の促進に資する。

| 権限 | | 都道府県 | 市町村 |
|----------------------|-----|------|-----|
| 工場の緑地面積率等に係る地域準則の制定等 | 市部 | | ○ |
| | 町村部 | ○ → | |

施行期日 平成29年4月1日(工場立地法の一部改正部分)

工場立地法の一部改正について

施行日：平成29年4月1日

現行法の概要

- 工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査を実施し、及び工場立地に関する準則等を公表し、並びにこれらに基づき勧告、命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としている。
- 現行法においては、国が定める準則に代えて、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、町村区域については都道府県に、市区域においては市に付与している。(第4条の2)
- また、一定規模以上の工場設置者による設置場所等に係る事項の届出の受理、届出に対する勧告及び変更命令等の事務を都道府県知事又は市長が処理することとされている。(第6条～第13条)

改正の概要

- 第4条の2を改正し、国が定める準則に代えて、ある区域において適用すべき準則を定めることができる権限を、町村区域については都道府県から町村に移譲する。
- 第6条から第13条を改正し、町村に立地する工場に関する事務の権限を都道府県知事から町村長に移譲する。

◇町村区域の場合

移譲前

都道府県(知事)

・届出 ↑ ↓ ・適用となる準則の制定
・勧告、変更命令等

工場設置者

移譲後

町村(長)

・届出 ↑ ↓ ・適用となる準則の制定
・勧告、変更命令等

工場設置者